

## 【要約】

本論文『配流刑の時代——清代配流刑の諸相をめぐって——』は、刑罰制度を通して清という国家の一断面を確認することを目標とし、以下の三つを課題にして研究を遂行した。第一に、清代に配流刑が広範囲に使用された事情、具体的にいうと、充軍と徒刑が配流刑と化し、配流刑が内地の一般州県を配所にするようになった過程を究明した。第二に、配流刑、そして配流犯が当時どのように認識され、そうした認識が刑罰の適用や改革に如何なる影響を及ぼしたのかを分析した。第三に、以上の二つの課題に対する論証に基づいて、中国の最後の伝統王朝、かつ配流刑を実際に執行した最後の王朝である清朝が配流刑を重用した背景を明らかにしようとした。

本論文が注目する清代刑罰制度の一特性は、当時が配流刑が重用された「配流刑の時代」であったことである。五刑の一つである「流刑」はもちろん、明代に軍戸の維持のために整備されたが清代に入り流刑と同様になった「充軍」から、当差・為奴・種地などの後続処置が明示された辺境への配流刑である「發遣」、もともと労役刑であったが省内配流刑として使われた「徒刑」まで、罪人を原籍地から離隔した場所に送り帰らせない配流刑が、広範囲に執行されたのである。つまり、清代の刑罰制度を実際いかなる形態で処罰するかという側面で単純化してみると、打撃刑（笞・杖・鞭打ちなど身体に直接的な打撃を加える）と拘束刑（枷をかけて大衆に見せる「枷号」や鉄の棒に身体を結びつける「鎖帶鉄桿」など身体を刑具に束縛する）、配流刑と死刑に分かれていたとすることができ、そのうち配流刑の前例のない突出を考慮すると、清代を「配流刑の時代」と理解しても無理はない。

ただ、「配流刑の時代」の結末は「配流刑の終焉」であった。宣統二年（1911）に公布された『大清新刑律』では死刑・無期徒刑・有期徒刑・拘役・罰金が正刑になり、配流刑は再び復活することはなかった。逆説的であるが、このようになった原因は配流刑の時代を経るうちに確認された配流刑の諸問題にある。配流刑は執行した瞬間に終わる刑罰ではないという点で、罪人に一過性の苦痛を加える笞刑・杖刑や執行と同時に命を奪う死刑とは区別される。すなわち、配流刑は罪人を配所に送る費用と交通網は勿論、既に配所に送った罪人に対する管理まで要求される手間のかかる刑罰であった。なお、清代の配流刑は軍隊や一部の辺境地域を配所としていた従前とは異なり、内地の一般州県に大多数の罪人を収容するものだった。これは犯罪者と一般民との距離が縮まることで、結果的に内地の治安や社会問題とも密接な関係に置かれることを意味する。つまり、配流刑を実刑として広範囲に執行することにより、それに随伴する経済性や罪人の管理問題が明らかになったのである。

要するに、清代の配流刑は過去と区別される三つの意義を持っていた。第一に、配流刑が幅広く実刑として執行されたこと、第二に、その過程で内地の一般州県が大多数の罪人の配所となったこと、第三に、配流犯の管理をはじめとする諸問題の出現により配流刑、ひいては伝統的の五刑制度が改革される内在的要因になったことである。

本論文の構造については、本論は第一部「清代内地配流の定着」と第二部「内地配流の諸問題と清朝の対応」の二つに分けて、各々三章に構成した。第一部の内容は既存の刑罰、充軍・流刑・徒刑がももとの存在意義から離れて原籍地からの配流距離という基準のもとに再編成されていく過程を述べる。

まず、第一章「充軍の流刑化と内地配流の展開」では、清代の配流刑が上述した形態で定立する始発点となった充軍の変質を扱う。明代に大幅に拡大された充軍は、死刑より一等下位の重刑として重罪犯を処罰する機能と、罪人を軍籍に入れて軍戸を量的に維持する機能を有していた。ところが、清朝の治下において軍事力の中核は八旗が担当することになったために、軍戸の役割は漕運に限定され、その数も激減した。このような状況で、清朝は軍犯を衛所ではなく一般州県に送る方針を選択する。それに伴い流刑と区別される明代充軍の主な構成要素が消滅し、充軍は一般の流刑と同様な刑罰になる。一方、充軍の配所指定において使用されていた道里表が流刑にも導入される。充軍が流刑化する同時に、逆に流刑にも充軍の要素が導入されたのである。その結果、充軍・流刑の二つの配流刑はすべて配流距離によって罪人を内地の州県に送る形態になった。

第二章「里程配流の構造：五軍道里表を通して」では里程配流の執行ツールである道里表の仕組みを分析する。配流距離を定めそれに基づいて罪人を流す「里程配流」は、名目上は隋唐以来存在してきたが、実際に里程が配所の指定において厳密に適用されたのは清代の特徴的な現象である。ここでは軍犯の道里表である『五軍道里表』の各版本の改訂事項を確認し、統計的な分析を行う。それを通して、行政区域の変化などによる小規模の改訂のみならず、大規模な改訂が二回行われたことを明らかにした。まず、乾隆三十二年（1767）の改訂は、これまで法定の配流距離が正しく反映されていなかった点を修正し、里程配流をより実質的に行おうとするものであった。しかし、修正した結果、一原籍単位当たりの配所の数が減少し、罪人が特定配所に集中するというおそれが生じた。乾隆四十四年の改訂で三十二年の道里表に比して二倍以上の配所を確保したのは、罪人の分散を目指した結果であった。このような道里表の制定と改訂には、公正という法精神に基づいた里程配流の実現もさることながら、配流犯の管理という実務を遂行しなければならなかった地方の事情に対する配慮が反映されていた。

第三章「徒刑の変質と里程の導入」では、充軍・流刑にみられる里程の要素が距離と無関係の刑罰である徒刑にも導入されていったことに注目する。隋唐以来、有期労役刑として機能してきた徒刑は、清代に入り労役を強制しない事実上の配流刑になったと言われる。康熙・雍正年間を経て原籍省の駅が徒犯の配所になったが、この時点ですでに強制労役は円滑に行われず、差役するところがない罪人の生計問題が存在した。このような状況の下、雲南巡撫譚尚忠は、充軍と流刑の事例を参考にして、徒犯の新しい配置指針として「駅の有無に拘わらないこと」「距離の遠近を考慮すること」「配所の人数の多寡を参酌すること」の三つを提案する。それ以後、各省では新しい条例に根拠してそれぞれ配置規定を決めることになるが、山東では『山東省五徒表』という徒犯の道里表が作成された。これは徒刑の五等級を基準にして、軽い罪は原籍地から近く、重い罪は遠くに送るように具体的に配所を指定したものであり、徒刑の配流刑化をあらわす一例だと言える。

こうして清代の内地配流刑内の上下関係は、配流する「里程」を通して再編成されていく。省内での配流刑である徒刑、三千里以下に流す流刑、四千里以下に流す充軍がそれぞれある。各刑罰の持つ固有の特性——充軍は軍戸としての服役、徒刑は強制労役——がうまく機能していない現実の下、里程が新しい懲罰程度の差等方法として浮上したのである。

第二部では、内地配流によって発生した問題と清朝の対処について考察する。もはや罪人を一部辺境地域に流すかたちではなくなり、死刑より一等下位の重罪を犯した配流犯は一般州県のなかで管理されるようになった。そして、彼らには労役が強制されず自ら仕事を探すしかなかったため、地方にとっては配流犯を労役場所に留めておくことができず、罪人の生計維持や逃走防止のため努力しなければならなかった。ここで清朝は三つの方向で解決を試みる。配流犯が配所で安定的に生活できるように経済的に助ける、配所の罪人を釈放・減等する、新疆や烟瘴地域に分散することで罪人の過剰収容を解消する、の三つの手段であり、それぞれを以下の各章で扱う。

第四章「配流犯の実像と地方の管理策」では内地配流犯の実際の様子を重点的に扱う。労役の不強制は罪人の自活を意味するが、巴県檔案によると、配所の罪人のなかでは新しい職業を得た者がある反面、そうではなかった配流犯の存在がみられる。実際に配所から脱走した罪人の相当数は生活苦に置かれていた者であった。それで、罪人に食糧を支給して安定化を求める処置もなされたが、財政問題と関わっていたので長く続けることは難しかった。そして、中央政府は配所を指定して罪人を流すようにしてからは、それほど具体的な、統一された管理政策を行わなかった。配流犯の安定した生活のための処置は、もっぱら地方政府の役割となっていたのである。

第五章「配流犯の釈放と自新の援用」では、配所の配流犯を釈放・減等することで罪人の過剰収容を緩和する政策を分析する。前近代中国において刑罰を通して罪人を教化するという発想は実際の刑罰の執行にはほとんど影響しなかった。むしろ刑罰を受けたら更生できないという認識が一般的であり、皇帝が恩赦を与える際にも刑罰を免ずることで「自新の道を与える」と闡明していた。つまり、刑罰は自新の妨害物とされていたのである。ところが、乾隆年間（1736～1795）に入り既存の自新と刑罰との関係とは異なる、罪人を流して一定時間が過ぎた後に彼が自新したら釈放しようという主張が登場する。これは刑罰を受けている間に犯罪者が自新できることを前提にしているが、その意図は刑期と同様なものを設定して罪人を釈放し、配所での過剰収容を緩和することにあつた。ここで、乾隆帝は刑期を導入することで配流刑の無期刑的性格を損なうよりは、恩赦の際に配所の罪人を釈放する方式を採択した。そして、恩赦の対象は漸次拡大され、嘉慶年間（1796～1820）以降は即位時の恩赦で三年以上配所にいた罪人を釈放し、その他の随時恩赦においても配所の配流犯を減等することが通例となる。その結果として頻繁になった罪人の回籍は、配流犯各々の実際受刑期間を短縮させる効果をもたらした。

第六章「発遣の浮上と罪人分散の構造」では、清代固有の刑罰である発遣を中心に述べる。発遣は流刑や充軍が十分な懲罰効果を持たなかったため刑制上の比重が拡大されたと説明されるが、その裏側にも内地軍流犯の過剰問題が関わっていた。清朝は新疆の征服が終わると、発遣の配所を新疆まで拡大し罪人を分散させた。乾隆帝は新疆への発遣が直省と罪人、いずれにも望ましい方案だと考えた。罪人を新疆に移すことで内地の風俗が不良にならず、罪人は農事に専念して自給自足できるということである。『新疆条例説略』に記録されている発遣の条目の変化推移を観察すると、発遣の拡大は内地配流犯の過剰収容に対する方策であつたことがわかる。そして、新疆にも罪人が過剰収容された場合ならば、ほかの辺境地域——東北の黒竜江や西南の烟瘴地区——に改発することで問題を解決した。

終章では以上の議論をふまえて配流刑の消滅について考える。清末に配流刑が消滅したのは、西欧の標準に従う刑罰制度を導入するためだが、配流刑、ひいては伝統刑法体系の限界という内在的要因があつたことも否定できない。配流刑の広範な執行は自ずからその限界を明らかにし、新しい刑罰制度の必要性を浮上させたのである。そして、配流刑中心の刑罰制度の維持のために付加された処置——釈放・減等による受刑期間の短縮、刑罰を受ける場所として「徒流所」のような拘禁施設の登場——は近代的自由刑の始まりともいえる要素を有していた。要するに、配流刑の時代を支えるための処置は、その崩壊をも導いていたのである。